

令和2年3月12日

経済産業省

製造産業局

素材産業課

経済産業省では、令和元年度予備費「アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。ただし、今回の当該補助金では、事前着手の届出を行うことで、令和2年2月14日以降発生した経費や、すでに発注済みの事業についても製造ラインの設置工期等を短縮する等、経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」に資する事業についても補助対象経費として認める場合があります。（詳細は、募集要領4-2「事前着手の届出について」を参照ください。）
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の

一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（アルコール消毒液製造設備等の取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反してアルコール消毒液製造等の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

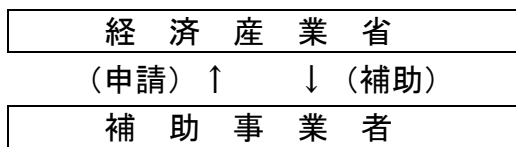
【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

本事業は、経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」に資する事業です。

日本国内において不足が顕在化しているアルコール消毒液について、アルコール消毒液メーカー、アルコール消毒液充填事業者、アルコール消毒液資材メーカーなど「アルコール消毒液生産事業者」が、国からの増産要請に応じ、アルコール消毒液の更なる増産等を速やかに実現するため、製造ラインの増強、新規製造ラインの設置や生産設備の導入等を行うための事業の経費の一部を補助することにより、日本国内でのアルコール消毒液の安定的な供給量の確保を早期に実現することを目的とする。

1-2. 事業スキーム



※ 補助率：3／4以内： 中小企業者
2／3以内： 中小企業者以外
(詳細は、2. を確認ください)

1-3. 事業内容

国からの増産要請に応じたアルコール消毒液生産事業者が、以下の生産ラインの増強事業により生産能力向上を図り、安定供給の確保を早期に行う。

- ① アルコール消毒液生産事業者が行う製造等機械の購入・設置事業
- ② アルコール消毒液生産事業者が行う既存生産ラインの改善・改修事業

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和2年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たすアルコール消毒液生産事業者とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、アルコール消毒液生産事業者と連携し、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ④ アルコール消毒液生産事業者としてアルコール消毒液若しくはアルコール消毒液資材を生産、またはアルコール消毒液を充填した実績を有していること。

- ⑤ 経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」や厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について」に基づき、アルコール消毒液生産等を行い当面の間国内向けのみ出荷すること。
- ⑥ 国からの増産要請に応じ、かつ、更なる増産の早期実現を目指し、アルコール消毒液の増産等に必要な資材・人材等の体制を構築しようとしていること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 予算規模：1.6億円の内数

2-2. 補助率・補助額

製造ライン毎

① 補助率

中小企業者：補助対象経費の3/4以内

中小企業者以外：補助対象経費の2/3以内

② 補助額

上限30,000千円

(参考) 補助額30,000千円は、

補助対象経費：中小企業者：40,000千円

中小企業者以外：45,000千円

なお、最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

本事業における対象経費の例

一般事業を実施するA社（中小企業者）の場合

アルコール消毒液生産事業者A社は、既存のアルコール消毒液の製造ラインの増強のため、30,000千円の機械装置を購入し、設置に必要な10,000千円の電気工事を行う事業を実施する。

・補助事業に要する経費：合計40,000千円

(補助率及び補助額：中小企業者3/4及び30,000千円)

・補助対象経費：合計40,000千円

・補助金申請額：合計30,000千円

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

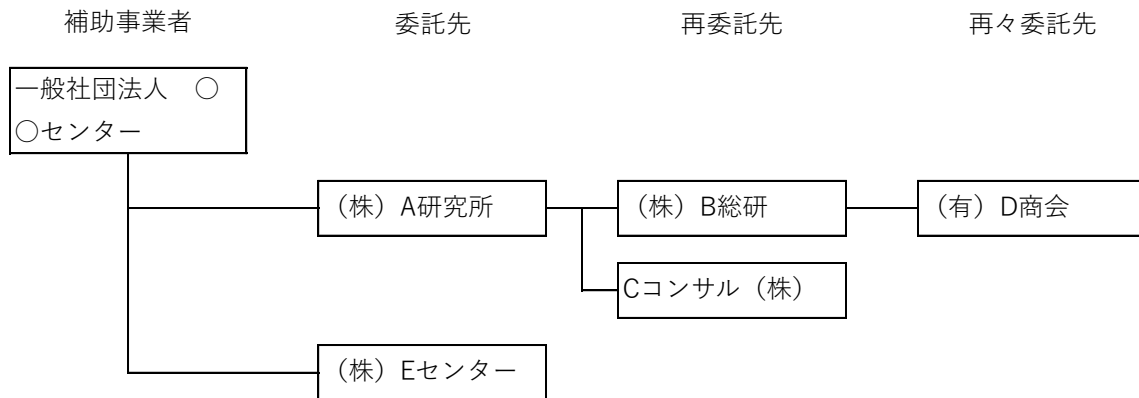
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和2年3月12日（木）

締切日：令和2年3月19日（木）12時必着

4-2. 事前着手の届出について

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注、支出等できません。審査の結果、採択が決定されると、経済産業省から採択者に対し、「採択通知書」が送付され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則ルールです。ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、アルコール消毒液の増産体制を整え3月中に増産を開始するため、以下の（1）、（2）に基づき、令和2年2月14日以降に発生した経費や、すでに発注済みの事業についても製造・充填ラインの設置工期等を短縮する等、経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症

の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」に資する事業についても補助対象経費として認める場合があります。

なお、事前着手の届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

(1) 事前着手の届出の受付期間

令和2年3月12日（募集開始日）～令和2年3月17日（火）12時必着

(2) 提出方法

応募される方は、上記4-2(1)の受付期間内に、事前着手の届出に関する書類（注）を別添様式（P. 21）により作成の上、【10. 問い合わせ先】へ郵送、持参又は電子メールにて提出してください。電子メールの場合には、以下の書類をアルコール消毒液生産設備導入補助金担当「alcohol-hojokin@meti.go.jp」宛に送付してください。

その際、「事前着手の届出」であることが分かるよう明記してください。配達等の都合で締切りまでに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

（注）事前着手の届出の提出は、以下のとおり。

①事前着手の届出様式（P. 21）

②貴社の概要（パンレット）等を添付ください

※国内外でのアルコール消毒液生産事業者としての生産等実績など

事前着手の届出書提出後の修正・追加提出等は認められませんので、ご注意ください。

4-3. 応募書類

① 郵送・宅配便等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の書類をアルコール消毒液生産設備導入補助金担当「alcohol-hojokin@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業申請書」としてください。

【例】

- ・申請書（様式1）＜1部＞
- ・アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金申請について（様式2）＜1部＞
- ・提案書（様式3）＜1部＞
- ・採択審査を行う上での必要書類＜1部＞
- ・経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」＜1部＞
- ・様式3に記載内容の参考となる書類（製造装置のスペックがわかる資料、見積り、納品日・工事完了日がわかる資料等、会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表、2か年の製造量に関する資料を添付など）

- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。
- なお、応募書類は返却しません。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等又は電子メールにより以下に提出してください。

<郵送等の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 素材産業課

「令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業」担当あて

<電子メールの場合>

「alcohol-hojokin@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業申請書」としてください。

※ FAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

経済産業省に設置する外部有識者等による採択審査委員会において、審査は原則として応募書類に基づいて5-2で定める審査基準に基づいて審査を行います。

採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①～④を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。

- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的・具体的で手段や方法等が適切であるか。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性

【例】補助事業により整備するアルコール消毒液生産等設備の規模が、過去2ヶ年の事業者の事業規模等の観点から適当か。また、補助金交付目的の達成に向けて、継続的に施設運用が図られるよう客観的情報に基づき中長期的な資金計画等が作成されているか。

- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、申込み事業のうち、一部事業のみ採択される場合もあります。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。(通常は、補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。ただし、募集要領4-2事前着手の届出を行い、採択された場合は除きます。)。

なお、事業実施期間が限られていることから、採択された場合は、速やかに補助金交付申請書を提出ください。

また、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

*ただし、今回の公募においては、上記②の特例として、事前着手の届出を行うことで、令和2年2月14日以降発生した経費や、すでに発注済みの事業についても製

造ラインの設置工期等を短縮する等、経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」に資する事業についても補助対象経費として認める場合があります。

【上記②の特例のため、4-2事前着手の届出を令和2年3月〇日までに事前着手の届出をご提出ください。】

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

補助事業事務処理マニュアル：

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

○設備備品費

・購入した設備備品等を善良なる管理者の注意をもって管理（善管注意義務）し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければなりません。

機械装置の設置場所については、申請者の事業所内に設置してください。

・自ら部材や部品を購入して、機械装置を組み立てる場合は、部材等の購入費用を「機械装置費」に計上してください。

共同購入については、所有権の所在が不明確となるため、認められません。

・設備備品等の設置は、本事業で生産を行うアルコール消毒液生産事業者の施設内に限ります。

経費項目	内容
機械装置費	<p>本事業の遂行に必要な機械装置及び備品、その他機械装置に付随する備品の製作、購入に要した経費。</p> <p>※1. <u>機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」となります。</u></p> <p>※2. <u>「据付け」は、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。</u></p> <p>※3. 中古品の購入については、一定条件のもと、補助対象経費として認めますが、一定条件は7-1(2)中古品購入の場合を参照。</p> <p>※4. 補助対象経費として認められる単価上限の設定はありませんが、単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間(通常は取得日から5年間程度)において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることとなります。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず経済産業省へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。経済産業省は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。</p>
工事費	<p>機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事等に要した経費</p> <p>※機械装置備品と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置備品の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限ります。</p> <p>なお、機械装置備品の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。</p>
改善修理費	<p>現状の増産機能強化のため、機械装置備品を改造(主として対象となる物の価値を高め、又は耐久性を増す場合)、に要した経費。</p> <p>※本事業で専ら使用する機械装置備品の保守、改造及び修繕のみに限ります。</p>
その他経費	<p>事業目的達成のため特に必要な経費であって、事業に必要な機械装置備品の加工等の外注に係る経費。他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。</p>

(2) 機械装置の中古品購入の扱いについて

○中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費として認めます。

○中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

- ①購入単価は50万円(税抜き)未満が望ましいが、50万円(税抜き)以上の場合は、「処分制限財産」の扱いは、新品の購入と同等として扱います。そのため、50万以上の場合は、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間(通常は取得日から5年間程度)において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることとなります。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず経済産業省へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分でき

ません。経済産業省は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

* 単価が50万円（税抜き）以上の中古品を単価50万円（税抜き）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。

②中古品購入の際（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）には、複数（2社以上）の中古品販売事業者から同等品についての複数見積りを取得するなど、価格の妥当性を示す資料を提出してください。

③購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により本補助事業への使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・補助事業者の人件費、旅費、会議費等、設備備品費に該当しない経費
- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第

3に掲げる法人の補助事業者

- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③本事業終了後、定期的には、生産量、販売状況等について進捗状況を確認いたします。

【10. 問い合わせ先】

本補助事業は、事業実施の緊急性等に鑑み、説明会は行わない予定です。

そのため、事前着手の届出及び応募書類の提出に関してのご不明点については、お早めに以下の連絡先に問い合わせください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 素材産業課

担当：アルコール消毒液生産設備導入補助金担当

FAX：03-3580-6348

E-mail：alcohol-hojokin@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

記載不要	
提案書受付番号	
事前着手届出書番号	

経済産業省 あて

令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金申請書

申請者	法人番号(*)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。

* コンソーシアム形式による申請の場合は、欄を増やし幹事者及びアルコール消毒液生産事業者等全て記載ください。

(様式2)

アルコール消毒液生産設備導入補助金担当 ご担当者 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名 印

令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金申請について

令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記1. の書類を添えて提出します。

また、当機関は「2. アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金」の申請は、下記2. に定める資格要件のいずれにも該当します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 応募書類

4-3に記載の書類

2. アルコール消毒液生産設備導入支援事業費補助金の応募資格

1-5①～③

1-5④アルコール消毒液生産事業者としてアルコール消毒液若しくはアルコール消毒液資材を生産、またはアルコール消毒液を充填した実績を有していること。

(※コンソーシアム形式による場合は、アルコール消毒液の生産の実績を有するアルコール消毒液生産事業者と連携していること。)

1-5⑤経済産業省及び厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について」や厚生労働省が発出した「新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について」に基づき、アルコール消毒液生産等を行い当面の間国内向けのみ出荷すること。

1-5⑥国からの増産要請に応じ、かつ、更なる増産の早期実現を目指し、アルコール消毒液の増産等に必要な資材・人材等の体制構築しようとしていること。

※にをしてください。

(様式3)

記載不要	
提案書受付番号	
事前着手届出書番号	

令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業提案書

1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）			
（1）補助事業の実施方法			
<p>* 募集要領の「1. 事業概要」の「1-3. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。</p> <p>※複数ラインの申込みの場合には、ライン毎にわかりやすく記載ください。ただし、申込み事業のうち、一部事業のみ採択される場合もあります。</p> <p>* 本事業で増産するアルコール消毒液に必要な資材等の確保の状況も記載ください。</p> <p>* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。</p>			
1-3 事業内容の ① ~②の番号を記載	対象の製品（資材名 or アルコール消毒液（最終製品））	実施方法（設置する機械装置、機械装置の改善/改修内容、達成方法・成果を高めるための具体的な提案内容	機器装置の購入（国内 or 国外（国名））
（2）実施体制			
<p>* 実施責任者略歴・社内体制等及び実施者の業務内容</p> <p>* 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであればその内容</p>			
（3）補助事業の効果			
* 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。			
（4）本事業による増産の見込み等（本事業の対象の製造ラインに限る）			
* 本生産能力に記載内容に参考となる資料（製造装置のスペックがわかる資料、見積もり等）を添付してください。			
①本事業の対象ラインの製品	□資材名（ ） or □アルコール消毒液（最終製品）（ ）		
本事業の対象製品の種類	□医薬品	□医薬部外品	□その他
最終製品の詳細（速乾性手指消毒用、消毒用アルコール、その他）			

※充填事業者、資材メーカーについては、アルコール消毒液メーカーに確認の上、記載すること。			
本事業の対象製品の品質確保 (その他の場合に記載) ※充填事業者、資材メーカーについては、アルコール消毒液メーカーに確認の上、記載すること。			
生産(国内出荷)開始日		令和2年 月 日生産(月 日出荷)開始予定	
		補助事業開始前	補助事業開始後
	L/日 ((本 (OmL) /日)		
	月生産(充填)量(7.5h稼働) (L)		
	月生産(充填)量(24h稼働)		
	導入後1ヶ月の生産(充填) 量(L)		
	作業員数:シフト数(7.5h)		
	その他の効果等 ()		
②本事業の対象ラインの製品	□資材名() or □アルコール消毒液 (最終製品)()		
本事業の対象製品の種類	□医薬品	□医薬部外品	□その他
最終製品の詳細(速乾性手指 消毒用、消毒用アルコール、 その他) ※充填事業者、資材メーカーに ついては、アルコール消毒液メ ーカーに確認の上、記載するこ と。			
本事業の対象製品の品質確保 (その他の場合に記載) ※充填事業者、資材メーカーに ついては、アルコール消毒液メ ーカーに確認の上、記載するこ と。			
生産(国内出荷)開始日		令和2年 月 日生産(月 日出荷)開始予定	
		補助事業開始前	補助事業開始後
	L/日 ((本 (OmL) /日)		
	月生産(充填)量(7.5h稼働)		

(L)		
月生産(充填)量(24h稼働)		
導入後1ヶ月の生産(充填)量(L)		
作業員数:シフト数(7.5h)		
その他の効果等 ()		

2. 補助事業の開始及び完了予定日(スケジュール)(1.(1)の実施が月別に分かること)
* 本事業の事業開始日(交付決定日)は、令和2年3月下旬頃になる見込みです。
* 本事業の事業開始、事業終了(本事業の対象となる製造ラインの設置等完了日、製造開始日、国内出荷日等)

3. 申請者概要

(1) 申請者の営む主な事業

別添、会社概要(パンフレット)のとおり
* 会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。

(2) 申請者のアルコール消毒液の製造量等

別添、2か年の製造量等に関する資料を添付。
* 以下に製造量等を併せて記載してください。
アルコール消毒液関連資材() ※複数ある場合は複数記載

	国内製造量	海外製造量	備考
2018年	本	本	OmL容器
2019年	本	本	

アルコール消毒液(最終製品)

	国内製造(充填)量	海外製造(充填)量	備考
2018年	L	L	
2019年	L	L	

※アルコール消毒液の製造及び充填を行っている場合は備考にその旨記載すること。製造量と充填量に相違がある場合にはそれぞれの数量をわかるように記載すること。
※複数の最終製品が対象の場合は、最終製品の種類毎に表をコピーして記載すること。その際、備考に最終製品の詳細(医薬品(消毒用アルコール)、医薬部外品(手指消毒液)等)を記載すること。

(3) 申請者の財務状況

別添、財務諸表のとおり
* 特記事項等がある場合には併せて記載してください。

(4) 事業実績

類似事業の実績

- ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）

4. 補助金見込額等

* 公募申請時点での見込みを記載ください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）

* 該当する1-3の①~②毎の、最終製品の種類毎に記載ください。

* 計上する以下の積算内訳の根拠となる書類（見積もり書類等）を添付してください。

○積算内訳（補助事業に要する経費はあらかじめ【7. 補助対象経費の計上】を参照。）

（単位：円）

経費区分及び内訳（例）	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額
アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業費 1-3の①~②			
I. 1-3①（〇〇製造ライン）			
設備備品費（補助率：2/3）	18,000,000	18,000,000	12,000,000
機械装置費	12,000,000	12,000,000	8,000,000
工事費	3,000,000	3,000,000	2,000,000
その他経費	3,000,000	3,000,000	2,000,000
II. 1-3①（アルコール消毒液（最終製品） 製造ライン）			
設備備品費（補助率：2/3）	47,700,000	45,000,000	30,000,000
機械装置費	41,000,000	39,000,000	26,000,000
工事費	6,000,000	6,000,000	40,000,000
* 募集要領の「7. 補助対象経費の計上」の 「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」 のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除 外して計上してください。			
合計（補助金見込額）	65,700,000	63,000,000	42,000,000

* 補助率は、募集要領の「2. 補助金の交付の要件」の「2-2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

○資金計画

補助事業に要する経費 65,700,000 円

うち補助金充当（予定）額 42,000,000 円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定）

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有)

金融機関等からの借入れ(予定)額 2,000,000円

(借入条件:補助事業取得財産の担保予定 有・無)

自己資金充当額 21,700,000円

収入金 0円

(該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること)

事前着手のための届出書

※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

(事前着手届出様式)

記載不要	
事前着手届出書番号	

年 月 日

経済産業省 あて

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名 印

令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業について、事前着手の届出を行います。

1. 国からの増産要請に対して応じ、かつ、更なる増産体制の早期実現を目指し構築を行うため補助金申請を行う予定の事業

※複数事業の場合は、ライン毎に記載

1-3の①～ ③の事業番号	対象としたラインの製品 (資材名 or アルコール消毒液 (最終製品))	具体的な事業内容(遡 及適用の必要な事業)	本事業で実現す る増産量(ℓ)

2. 今回の令和元年度予備費アルコール消毒液生産設備導入支援補助事業では遡及適用を行わなければ、令和2年3月にアルコール消毒液を増産等することが困難であるとして、真にやむを得ないと判断される理由についての説明(必須)

(1) 生産開始時期の説明(発注先との関係、自社要因、製品完成までの期間等)以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。(必須)

- ・発注先との関係 [] 機械装置の購入手配(発注・納品・設置など)
- [] 機械装置の設置の手配(備え付け作業・輸送手配)
- [] 設置・改修等の工期

・[] その他(詳細を記述)

(2) 生産(充填)開始時期:

(3) 国内出荷開始時期:

3. 貴社の概要(パンレット)等を添付ください

※国内外でのアルコール消毒液生産事業者としての生産実績など